

第23回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日（月）午後4時から午後4時40分

2. 開催場所 地域共生センター西館 会議室3・4

3. 出席委員 （14人出席、1人欠席）

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄
住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子
西本 健一 半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一
山本 隆史

【欠席委員】 光久 修平

4. 議事日程 報告第69号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について
議案第18号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について
議案第19号 農地台帳への登載について
その他

5. 農業委員会事務局職員

副主幹（書記） 渡辺 和彦 書記 多田 和子

6. 会議の概要

渡辺書記 ただ今から第23回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は辻会長にお願いします。

議長 ただ今から第23回豊中市農業委員会を開会します。
本日は14名の委員が出席され、定足数に達していますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、半田委員と松尾委員を指名します。
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。
日程第1、報告第69号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について事務局から報告願います。

渡辺書記 1番について報告します。

農業相続人は浜●丁目の●さんです。

適用農地は浜●丁目と●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

5月9日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、5月21日に証明願を発行したものです。

2番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 2番について報告します。

農業相続人は浜●丁目の●さんです。適用農地は浜●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

5月9日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、5月21日に証明願を発行したものです。

3番について、松尾委員から報告願います。

松尾委員 3番について報告します。

農業相続人は柴原町●丁目の●さんです。

適用農地は宮山町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

5月22日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、5月26日に証明願を発行したものです。

次に、日程第2、議案第18号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。

本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 1番について説明します。

農業相続人は浜●丁目の●さんです。

納税猶予の適用を受けようとする農地は浜●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

5月9日に現地調査を行いました。今後、利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 地区担当の光久委員が欠席のため、引続きになりますが伺います。事務局いかがですか。

渡辺書記 1番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

＜異議なしの声＞

議長 異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第3、議案第19号、農地台帳への登載について、を議題とします。

本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

渡辺書記 この申請は、農地台帳登載に関するものです。

農地台帳への登載については、大阪府農業会議に確認したところ農地法に規定されておらず、市町村判断によるとのことです。

申請地は、春日町●丁目で地番、地目、面積は、議案書に記載のとおりで、平成 26 年 12 月 8 日に農地法第 5 条転用により、前所有者から●様が譲り受けたものです。

実態として、●様が譲り受けてからも父親である●様と母親である●様（現経営主）が農産物の栽培を行ってこられました。

申請地の現経営主（●様）および所有者（●様）は、将来にわたって対象地を宅地化する意思はなく、引続き農業を実施したい意向であり、農地台帳への登載を望むものです。

また、必要書類や誓約書も提出されており、許可要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 現地調査班の伏田委員、いかがですか。

伏田委員 申請地について、現地調査を行いました。議案書に記載のとおりジャガイモや玉ねぎ等が植え付けられており、維持管理も行われた状態でありました。また、学校給食や朝市への出荷もされており、市の農政にも協力されておりますことを確認しましたので、ご報告いたします。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

＜異議なしの声＞

議 長 異議なしと認めます。本件について許可することに決定しました。

その他案件としまして事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 ＜配布資料の説明＞

議 長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

＜異議なしの声＞

議 長 次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

多田書記 次回の委員会の日程ですが、6 月 26 日（木）に開催したいと考えております。

開会は午後 4 時で、場所は豊中市役所第一庁舎 2 階大会議室です。

現地調査は午後 2 時 30 分からとし、調査班は伊山委員・半田委員ですが、農地法第 3 条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、6 月 26 日（木）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上